

令和 6 年定例会
予算常任委員会 年間白書

令和 7 年 4 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ～ P 14
3. 委員長報告	P 15 ～ P 67
4. 提言事項の当初予算案への反映状況について	P 68 ～ P 85

1. 委員会の構成

委員長 谷 口 周 司

副委員長 後 藤 純 子

委 員	荒 木 美 幸	伊 世 利 子	伊 藤 嗣 也
	今 村 厚 美	太 田 紀 子	荻 須 智 之
	小 田 あ け み	加 納 康 樹	上 麻 理
	川 村 幸 康	小 林 博 次	笹 井 絹 予
	笹 岡 秀 太 郎	竹 野 兼 主	田 中 徹
	辻 裕 登	中 川 雅 晶	早 川 新 平
	日 置 記 平	樋 口 博 己	樋 口 龍 馬
	平 野 貴 之	水 谷 一 未	村 上 暁
	村 山 繁 生	森 智 子	森 康 哲
	森 川 慎	諸 岡 覚	山 口 智 也
	山 田 知 美		

2. 委員会開催状況

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和 5 年 5 月 15 日 (月)

全員協議会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 分科会の設置について

4. 理事会の設置について

※配付資料 … 事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ> 02_休会中(5～6月)－02_予算常任委員会－01_令和6年5月30日

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和6年5月30日(木)

全員協議会室

1. 理事の選任について

2. その他

(1) 休会中の予算常任委員会について

日 程 : 令和6年8月7日(水) 午後2時から

項 目 : 附帯決議に係る対応状況について

※配付資料 … 審査順序、資料

＜会議用システム内のフォルダ＞03_6月定例会議会－02_予算常任委員会－001_令和6年6月6日

予 算 常 任 委 員 会 審 査 順 序

令和6年6月6日（木）

全員協議会室

1. 分科会長報告・質疑

（１）総務分科会長報告・報告に対する質疑

（２）教育民生分科会長報告・報告に対する質疑

2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

3. 全体会審査

〔審査項目〕

※各分科会から上げられた項目はなし

4. 討論・採決

○議案第2号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

5. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例月議会 — 02_予算常任委員会

01_本会議

予 算 常 任 委 員 会 審 査 順 序

令和6年6月26日（水）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告・質疑

- （1）総務分科会長報告・報告に対する質疑
- （2）教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
- （3）産業生活分科会長報告・報告に対する質疑
- （4）都市・環境分科会長報告・報告に対する質疑

2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

3. 全体会審査

〔審査項目〕

※各分科会から上げられた項目はなし

4. 討論・採決

- 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 令和6年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

5. その他

（1）休会中の予算常任委員会について

日 程 ： 令和6年8月7日（水）午後2時から

項 目 ： 附帯決議に係る対応状況について

※配付資料 … 事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ> 04_休会中(7～8月)－02_予算常任委員会

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和6年8月7日(水)

全員協議会室

1. 附帯決議に係る対応状況について

2. その他

※配付資料 … 審査順序、資料
＜会議用システム内のフォルダ＞
05_8月定例会議会 ― 02_予算常任委員会
01_本会議

予 算 常 任 委 員 会 審 査 順 序

令和6年9月17日（火）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告・質疑

- （1）総務分科会長報告・報告に対する質疑
- （2）教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
- （3）産業生活分科会長報告・報告に対する質疑
- （4）都市・環境分科会長報告・報告に対する質疑

2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

3. 全体会審査

〔審査項目〕

- （1）新図書館等拠点施設整備事業費について

4. 討論・採決

- 議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第27号 令和6年度四日市市農業集落排水事業会計第1回補正予算

5. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>05_8月定例会議会-02_予算常任委員会-001_令和6年10月7日

予 算 常 任 委 員 会 審 査 順 序

令和6年10月7日（月）

全員協議会室

1. 分科会長報告・質疑

（1）総務分科会長報告・報告に対する質疑

2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

3. 全体会審査

〔審査項目〕

※各分科会から上げられた項目はなし

4. 討論・採決

○議案第50号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

5. その他

予 算 常 任 委 員 会 審 査 順 序

令和6年12月19日（木）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告・質疑

- （１）総務分科会長報告・報告に対する質疑
- （２）教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
- （３）産業生活分科会長報告・報告に対する質疑
- （４）都市・環境分科会長報告・報告に対する質疑

2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

3. 全体会審査

〔審査項目〕

- （１）保育士派遣業務委託費（債務負担行為）について〔教育民生分科会〕
- （２）四日市ドーム施設管理運営費（四日市ドーム指定管理料）、
四日市ドーム管理運営費（債務負担行為）について〔産業生活分科会〕

4. 討論・採決

- 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第52号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第53号 令和6年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 令和6年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第56号 令和6年度四日市市水道事業会計第1回補正予算
- 議案第57号 令和6年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算
- 議案第58号 令和6年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算
- 議案第59号 令和6年度四日市市農業集落排水事業会計第2回補正予算
- 議案第78号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第79号 令和6年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第81号 令和6年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算

5. その他

予 算 常 任 委 員 会 審 査 順 序

令和7年2月12日（水）

全員協議会室

1. 分科会長報告・質疑

- （１）総務分科会長報告・報告に対する質疑
- （２）教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
- （３）産業生活分科会長報告・報告に対する質疑
- （４）都市・環境分科会長報告・報告に対する質疑

2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

3. 全体会審査

〔審査項目〕

※各分科会から上げられた項目はなし

4. 討論・採決

○議案第87号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

5. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

＜会議用システム内のフォルダ＞ 09_2月定例会月議会 － 02_予算常任委員会

予 算 常 任 委 員 会 審 査 順 序

令和7年3月10日（月）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告

- （1）総務分科会長報告
- （2）教育民生分科会長報告
- （3）産業生活分科会長報告
- （4）都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- （1）総務分科会長報告に対する質疑
- （2）教育民生分科会長報告に対する質疑
- （3）産業生活分科会長報告に対する質疑
- （4）都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

〔審査項目〕

- （1）北大谷霊園合葬墓設置事業について

5. 討論・採決

- 議案第 88号 令和 7 年度四日市市一般会計予算
- 議案第 89号 令和 7 年度四日市市競輪事業特別会計予算
- 議案第 90号 令和 7 年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 91号 令和 7 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- 議案第 92号 令和 7 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 93号 令和 7 年度四日市市介護保険特別会計予算
- 議案第 94号 令和 7 年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 95号 令和 7 年度四日市市水道事業会計予算
- 議案第 96号 令和 7 年度市立四日市病院事業会計予算
- 議案第 97号 令和 7 年度四日市市下水道事業会計予算
- 議案第 98号 令和 7 年度四日市市農業集落排水事業会計予算
- 議案第 99号 令和 7 年度四日市市桜財産区予算
- 議案第137号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第138号 令和 6 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第139号 令和 6 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第140号 令和 6 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第141号 令和 6 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第142号 令和 6 年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第143号 令和 6 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第144号 令和 6 年度四日市市水道事業会計第 2 回補正予算
- 議案第145号 令和 6 年度市立四日市病院事業会計第 3 回補正予算
- 議案第146号 令和 6 年度四日市市下水道事業会計第 2 回補正予算
- 議案第147号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第148号 令和 7 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

6. 提言事項の検証・整理について

7. その他

- (1) 令和 6 年定例会予算常任委員会年間白書について

予算常任委員会 審査順序

令和7年3月12日（水）

10:00～ 全員協議会室

4. 全体会審査

〔審査項目〕

- (1) 北大谷霊園合葬墓設置事業について
- (2) 大学設置調査検討事業について
- (3) 新図書館等拠点施設整備事業について

5. 討論・採決

- 議案第 88号 令和7年度四日市市一般会計予算
- 議案第 89号 令和7年度四日市市競輪事業特別会計予算
- 議案第 90号 令和7年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 91号 令和7年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- 議案第 92号 令和7年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 93号 令和7年度四日市市介護保険特別会計予算
- 議案第 94号 令和7年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 95号 令和7年度四日市市水道事業会計予算
- 議案第 96号 令和7年度市立四日市病院事業会計予算
- 議案第 97号 令和7年度四日市市下水道事業会計予算
- 議案第 98号 令和7年度四日市市農業集落排水事業会計予算
- 議案第 99号 令和7年度四日市市桜財産区予算
- 議案第137号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第138号 令和6年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第139号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第140号 令和6年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）
- 議案第141号 令和6年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第142号 令和6年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第143号 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第144号 令和6年度四日市市水道事業会計第2回補正予算
- 議案第145号 令和6年度市立四日市病院事業会計第3回補正予算
- 議案第146号 令和6年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算
- 議案第147号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第148号 令和7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

6. 提言事項の検証・整理について

7. その他

- (1) 令和6年定例会予算常任委員会年間白書について

3. 委員長報告

予算常任委員会委員長報告

(令和 6 年 6 月定例月議会：先議分)

予算常任委員会に付託されました議案第 2 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務分科会及び教育民生分科会において、それぞれの所管に属する事項について詳細な審査が行われました。

続いて、全体会においては、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、各分科会長からは、それぞれの所管部分について、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告があり、各分科会から全体会審査に送るべきものとされた事項はありませんでした。

また、全体会において、委員から追加の提案事項もありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第 2 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（令和 6 年 6 月定例月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の 4 分科会において、それぞれの所管に属する事項について詳細な審査が行われました。

続いて、全体会においては、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、各分科会長からは、それぞれの所管部分について、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告があり、各分科会から全体会審査に送るべきものとされた事項はありませんでした。

また、全体会において、委員から追加の提案事項もありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第 3 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 3 号）、及び、議案第 4 号 令和 6 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（令和6年8月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、おのおのの所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、教育民生分科会長報告において、委員からは、学校問題解決のための支援体制構築モデル事業について、今回新たに開始する当事業は、複雑化した事案に対し、適切な解決を図ることが目的であり、当事業を活用することが、ネガティブなイメージや不安を抱かせることにつながらないよう、教職員や保護者への周知を含め、十分配慮して制度構築に努めてほしいとの意見がありました。

次に、全体会審査においては、総務分科会から申し送られた、議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、新図書館等拠点施設整備事業費について審査を行いました。

本件について、総務分科会長からは、分科会審査において、

採決を行わずに全体会審査へ送るべきとの意見があり、これについて議員間討議を行った結果、分科会の総意により全体会に送ることと決したとの報告がありました。

それでは、全体会審査を行った新図書館等拠点施設整備事業費についてご報告申し上げます。

全体会審査において、まず、委員からは、新図書館に導入を予定する機能別に延床面積の目安が示されているが、書庫はどの部分に含まれる予定なのかとの質疑があり、理事者からは、滞在型図書館機能という区分の中に含まれる予定であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、分科会においても様々な議論がされたにもかかわらず、全体会審査における資料の整え方を見る限り、当事業に対する理事者からの説明に熱意が感じられず、その姿勢に疑問を感じるとの意見がありました。

また、委員からは、様々な団体から早期の新図書館整備について要望を受けているとのことだが、現在の方針で進めると、供用開始までにどの程度の期間を要するのかとの質疑があり、理事者からは、最短で5年程度の期間を想定しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、スターアイランド跡地での整備案を断念したのであれば、一度原点に立ち返って新図書館のコンセプトから検討し直すべきではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、今回の調査によって用地測量と建物

移転に係る補償費の算定を行った後に地権者との交渉を進める予定とのことだが、補償費の算定をしないと交渉に入ることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、個人の財産に関わることであり、交渉にあたっては正確な金額を提示する必要があるとの答弁がありました。

これに対し、他の委員からは、土地の調査を行ったとしても、所有者に売却の意思がなければ交渉の余地はないため、調査の前に交渉を行うべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、所有者に対して本件への協力についての意向確認を行った際には、金額次第であるとの意向を示す方もおり、金額によって売却の意思が左右されることが想定されるため調査を行うものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、供用開始まで最短で5年程度の期間を想定しているとの答弁があったが、他の様々な事業をみても、用地交渉がスムーズにいくとは考えにくく、それ以上の期間を要してしまうのではないかと懸念するとの意見がありました。

また、他の委員からは、早期の供用開始も重要だが、新図書館をより良いものにしたいと活動している市民団体からは、候補地の選定については自分たちの意見があまり反映されていないとの声を聴いているため、改めて市民意見の聴取を行うべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、候補地の選定については、議会においても意見が様々ある中で、広範な市民に事業趣旨やコストなどの条件を説明した上で意見募集を行い、集

約するのは難しいとの答弁がありました。

これに対し、他の委員からは、そのように市民の声を軽視するような行政の姿勢には問題があるのではないかと質疑があり、理事者からは、市民の声を軽視しているわけではなく、前総合計画期間から、多くの市民や議会の意見も聴きながら中心市街地に新図書館を整備する考えを整理してきており、現在最も立地場所としてふさわしいと考えている候補地について、まず土地の調査を行いたいとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、以前のスターアイランド跡地での整備案も含め、重要な公共施設である図書館について、不確定要素の多い民有地での整備を検討することに、そもそも問題があるのではないかと意見がありました。

また、他の委員からは、土地の取得ができるかが不透明な状況で調査を行うことに不安も感じるが、土地の調査を実施せずに、地権者との交渉に進むのは困難であることも理解できるため、本予算案は認めるべきではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、当事業に限らず調査費とは、結果が未確定な状況の中で事業が進められるかを確認するものであり、土地の取得ができる見込みがあるかどうかを論点として、本予算案の可否を議論するべきではないかとの意見がありました。

これに対し、他の委員からは、調査費とはいえ、無条件に予算を認めるべきということではなく、当事業の実施や候補地の

選定理由について、理事者は十分な説明を尽くしていないと感じており、このまま調査を認めてしまうことには問題があるとの意見がありました。

これに対し、他の委員からは、土地が取得できる確約がないからという理由で本予算案に反対することに疑義があるというだけで、それ以外の論点での候補地が適切かという議論を阻むものではないとの意見がありました。

また、他の委員からは、議会での議論も含め、これまで長い間検討してきたスターアイランド跡地での整備を断念した後の、新たな候補地の選定については、あまりに短期間での決定であり、丁寧さに欠けた説明であったことから、今回の審査においても判断に迷う委員が多くいるように見受けられるため、時間をかけて検討をし直すべきではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、本予算案を可決した場合、今後想定される議案の提案時期について確認したいとの質疑があり、理事者からは、令和7年度当初予算として、本予算案における債務負担行為である用地測量業務及び建物補償積算業務に係る予算を提案し、地権者との交渉次第ではあるが用地取得、建物補償、設計に係る予算について令和7年度内での提案を目指したいとの答弁がありました。

また、委員からは、現在の候補地が全く適さないとは考えていないが、理事者が結果を急ぎすぎた余りに議会でも意見が割れるような事態を招いてしまったのではないかと感じているた

め、その点について理事者は反省すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、新図書館に導入する機能のうち閉架書庫については、自動車文庫の拠点の一部を閉架書庫として活用する予定とのことだが、書庫と閉架書庫は異なるものなのかとの質疑があり、理事者からは、開架していない書庫は全て閉架書庫であるため、基本的には本館にその機能を置くものの、閉架書庫の中でも電子化が完了した資料の原本や、貸出等をしない資料の保管については、スペースの関係から本館とは別に設置する自動車文庫の拠点を活用したいと考えているとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、本館とは別に設置する自動車文庫の拠点については示された120億円から150億円の概算事業費の中に含まれているのかとの質疑があり、理事者からは、含まれているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今回の調査範囲である9,500㎡のうち、新図書館整備において最低限確保したい面積が3,500㎡であるとの説明があつたが、最低限の面積でも整備は可能なのかとの質疑があり、理事者からは、駐車場も含め、整備は可能と考えているとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、9,500㎡すべての土地を市が取得する可能性もあるのかとの質疑があり、理事者からは、現実的には9,500㎡すべてを取得することは難しいが、図書館については

ワンフロアをできる限り広々とした空間とし、かつ低層であることが望ましいため、コストとの兼ね合いを考えながら、多くの面積を取得したいとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、最低限の3,500㎡でも、広々とした空間を備えた図書館は実現可能なのかとの質疑があり、理事者からは、実現可能であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、現在の候補地での新図書館整備について、関係する自治会からの理解は得られているのかとの質疑があり、理事者からは、自治会をはじめとした関係団体にはスターアイランド跡地での整備を断念した際と、現在の候補地を示した際に説明の場を設けており、理解をいただいていると認識しているとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、直接関係のある自治会だけでなく、影響を受けることが予想される自治会にも丁寧な説明を行うべきである、また、事業の進め方について、予算を可決してから住民への説明に行くと、市民代表である議員が可決したということが圧力になりかねないため、住民の理解を得た上で議会に諮るのが本来であるとの意見がありました。

また、他の委員からは、そもそも議案提案までに調整すべきことが実施されないまま今回の提案に至っており、ここまでの議論の内容から、理事者が自省する点があるのであれば、議案の取り下げも考えるべきではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、スターアイランド跡地での整備案を

断念したという経緯がある中で、土地が取得できるかどうかとも不透明な、リスクのある候補地の提案は容認できないとの意見がありました。

このような議論を受け、委員から、討議が広範にわたり、市長及び副市長の考え方を直接確認する必要があるため、両者の出席を求めるべきではないかとの意見があったことから、当委員会として、市長及び副市長に出席を要請し、質疑に対する答弁を求めることといたしました。

また、他の委員からは、現図書館の大規模改修について、新図書館の整備計画が進行しているがために、本来の時期より遅らせているということはあるのかとの質疑があり、理事者からは、本来であれば空調の更新の時期が来ているが、新図書館の整備計画があることから、全面的な更新はせず、可能な限り部品を取り換えるという対応を取っており、不具合が生じた際には必要に応じた修繕を適宜行っているとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、新図書館整備を理由に大規模な改修をせず、現図書館において雨漏り等の利用者にとって不便な状況があるのは、元をたどればこれまでの行政の進め方に問題があったためであり、現図書館の老朽化を新図書館整備の必要性の根拠とするのには疑問を感じるとの意見がありました。

また、委員からは、スターアイランド跡地での整備を計画していた際には、用地測量を行ったのかとの質疑があり、理事者からは、近鉄グループが用地測量を行っていたとの答弁があり

ました。

また、委員からは、最低限確保したい3,500㎡の土地の取得費を約3.3億円と試算しているが、この見込みを基に地権者との交渉を行うことはできないのかとの質疑があり、理事者からは、試算についてはあくまで近隣の地価公示価格を参考とした見込みであり、実際の交渉に当たっては不動産鑑定士が算出した正確な金額を提示する必要があるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、何名かの委員が指摘するように、理事者からは、なぜこの候補地なのか、なぜ今議会での議決が必要なのかについて十分な説明が尽くされておらず、このままでは本予算案に賛成しかねるとの意見がありました。

また、他の委員からは、理事者からは一刻も早く新図書館を供用開始したいとの発言があったが、何よりも早期の整備を優先するのであれば、本年8月の議員説明会の資料において次点の候補地となった、用地取得に係る交渉を必要としない本庁舎東側広場で整備すべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、本庁舎東側広場については、駐車場が市役所と共用になってしまうこと、また、今後の本庁舎の建て替え用地としての検討対象ともなることから、現在示している候補地が最善と判断しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、現図書館の立地では立地適正化計画に関連する国の補助金が得られないとの説明があったが、市の判断で立地適正化計画を変更し、国の補助対象とすることはで

きないのかとの質疑があり、理事者からは、立地適正化計画において設定している都市機能誘導区域の変更は、まちづくりの考え方全体に影響するため、安易に変更することはできないとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、現図書館の立地に市民が慣れ親しんでいることや、施設の老朽化により迅速な新図書館整備が必要であることを鑑みると、立地適正化計画の区域を見直し、現図書館の場所に建て替えを行うべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、従来からコンパクトシティを掲げたまちづくりを進めている中で、立地適正化計画の都市機能誘導区域の範囲を見直すことは整合性が取れないとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、現在の候補地も現図書館も近鉄四日市駅からの距離はほとんど変わらないため、柔軟な考えで、現図書館の場所に建て替えを行うことも検討してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、スターアイランド跡地での整備断念後、新たな3か所の候補地を比較検討した際には、どのような基準で評価したのかとの質疑があり、理事者からは、3か所を比較し、市として相対的な評価を行ったとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、それぞれの土地の優位性は単純な比較によって評価できるものではなく、恣意があるとも受け取られかねない評価結果となっているため、そのようなことがないようにしてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、現図書館について、公共交通機関と自家用車での来館割合について確認したいとの質疑があり、理事者からは、正確な統計は取っていないが、休日は多くの方が自家用車で来館しているとの答弁がありました。

また、委員からは、中高生など公共交通機関で来館する世代にとっては駅前に近い方がアクセスの面で望ましいと考えるが、現在の候補地では、近鉄四日市駅からの距離が現図書館とほとんど変わらないことをどう考えているのかとの質疑があり、理事者からは、現図書館から近鉄四日市駅までの道のりは夜間暗く危険であるのに対し、現在の候補地は商店街等もあり明るいため、優位性があるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、新図書館の整備にあたっては図書館機能のみを考えての整備ではなく、中心市街地一帯のまちづくりを考えた上での整備なのかを改めて問いたいとの質疑があり、理事者からは、新図書館の整備については中心市街地再開発プロジェクトの一環と位置付けており、他の事業との連携も含めて取り組んでいるとの答弁がありました。

これに対し、他の委員からは、図書館は教育委員会が所管する文化施設であり、本来は、まちの賑わい創出としての機能に直接結びつくものではないことを念頭に置いて事業を進めてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、本年８月の議員説明会において市長は、地権者との交渉について、取得を前提としていると発言し

ていたが、対象の所有者の一部からは、売却の意思はないとの話も聴いており、もし取得が叶わなかった場合、他の候補地での再検討となるのかとの質疑があり、副市長からは、取得を前提として地権者との交渉を進める中で、借地契約しか認めないという意向を示されたのであれば、改めてそのことを議会に諮り、議会の承認が得られなかった場合には、他の候補地も含めた再検討を行うこととなるとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、借地ではその土地は市の資産とならず、ともすれば未来の負債となってしまうリスクがあることを考えると、取得か借地か現時点でわからない状態で本予算案に賛成することはできないとの意見がありました。

また、他の委員からは、土地を取得するのか借地とするのかの交渉、また、仮に借地となった場合、普通借地権とするのか定期借地権とするのかの交渉については、あらゆるリスクを考慮しながら進めるべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、理事者から、用地交渉は計画地において多くの面積を所有している地権者から優先的に進めていくとの説明があつたが、調査対象となっているエリアすべての調査が完了せずとも、区画ごとに調査を済ませ、順次交渉を開始させるという認識でよいかとの質疑があり、副市長からは、その通りであり、順次予算を執行していくことで、仮に多くの面積を所有している地権者との交渉がまとまらなかった場合に無駄となる予算が生じないよう心がけたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、過去に市議会議員であった当時の新図書館整備の議論において市長が、十分な議論を尽くすことなく、拙速に基本計画策定予算案の上程に踏み切った執行部を批判していたにもかかわらず、現在同様の状況を招いてしまっていることは無責任だと感じる、また、今後調査を行い、仮に現在の候補地における交渉がまとまる目処が付いたとしても、図書館が持つ機能を大切にした上で、その場所での整備が最適であるという根拠を示さなければ、その次のステップである用地取得や設計等において議会や市民の理解を得るのは難しいのではないかとの質疑があり、市長からは、委員の指摘は真摯に受け止め、反省すべき点は反省しながら今後の市政運営に生かしていきたい。ただ図書館をつくるだけであれば、すでに保有している公有地に整備するのが最短ではあるが、中心市街地拠点施設整備基本計画等で描いたコンセプトの図書館とするためには、現在の候補地での整備が最善と考えている。地権者との交渉を行うには、本予算案が可決されて調査を実施した上で、具体的な条件を提示しなければならないという行政のプロセスにもどかしい思いもあるが、今後も進捗状況を丁寧に議会に確認しながら、一日でも早く市民が誇れるような図書館を整備していきたいとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、今後、現在の候補地での地権者との交渉が進み、用地取得できる面積の見込みが分かった際には、改めて他の候補地との比較検討をする余地はあるのかとの質疑

があり、市長からは、交渉の結果、確保できる土地の面積や形状はケースバイケースであるため、その時々状況を議会にもしっかりと伝えながら、本当にその場所が適切なのかという判断をしなければならないと考えているとの答弁がありました。

これに対し、他の委員からは、現在の候補地での交渉を進めた上で、結果がまとまらなければ他の候補地の検討に戻るという進め方ではなく、現時点でしっかりと整備する場所を絞り込み、場合によっては新図書館の規模を見直す必要があるのではないかと質疑があり、これに対し、市長からは、様々な制約のある中、現在の新図書館のコンセプトをどう実現するかが争点であり、コンセプトそのものを見直し、検討をはじめからやり直す考えはないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、現在の候補地について、土地の取得を前提としつつ、場合によっては借地の可能性もあるとの答弁があったが、今後人口減少社会を迎える中で、将来の財政に負担をかけ続ける借地契約という選択肢はリスクが大きいのではないかと質疑があり、副市長からは、借地契約にリスクがあることは確かだが、土地の取得に関しても同様に地価が下落するリスクを抱えているため、今後調査を進めた上で双方のリスクを比較し、議会での議論も踏まえて判断していく必要があるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、土地の取得を前提としているという方針を、所有者に対して既に説明しているのかとの質疑があり、

理事者からは、説明しているとの答弁がありました。

また、委員からは、現在の候補地で新図書館を整備する場合の課題やデメリット、また、その解決策についての説明が不足しているのではないのかとの質疑があり、市長からは、現在の候補地での整備が確実となった段階で課題の抽出を行い、その解決に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

また、他の委員からは、市役所庁舎東側広場を立地場所として想定していた際の新図書館のコンセプトは、現在でも一貫しているのかとの質疑があり、副市長からは、その通りであり、そのコンセプトを実現すべく、現在の候補地を選定したとの答弁がありました。

また、他の委員からは、調査対象となっているエリアには住宅地も含まれているが、その土地についても取得を前提として考えているのかとの質疑があり、副市長からは、まずは、多くの面積を所有している地権者から交渉を進める予定だが、その結果、現在最善と考えている形での土地取得が困難となれば、住宅地部分に関しても、建物移転を含めた取得についての交渉をすることになる可能性はあるとの答弁がありました。

こうした議論を経て、委員からは、議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について、新図書館等拠点施設整備事業費に関して、今後、地元自治会や地権者に対して十分な説明をした上で交渉を行い、主要な土地取得の見通し

が立った際には、既に本市が保有している土地での新図書館整備との比較検討を改めて実施し、その結果を議会にも説明すべきであるとの趣旨の附帯決議案が提出されました。

当附帯決議案に対し、他の委員からは、当附帯決議案は、予算執行前に対応を求めるものなのか、それとも、予算を執行しながら対応していくという趣旨なのかとの質疑があり、提案委員からは、交渉の際には予算の執行を伴うものと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、当附帯決議案における議会への説明を経た上で、議会は理事者から提示された考えに賛否の判断をする余地はあると考えているかとの質疑があり、提案委員からは、審査における理事者とのやりとりからも、そういった機会はあるものと考えているとの答弁がありました。

次に、他の委員からは、議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、新図書館等拠点施設整備事業費の全額を減額とする修正案が提出されました。

提案者からは、当事業について、新図書館の候補地の選定については議論が尽くされたとは言い難く、現時点での補正予算化は性急であると感じられることから、修正を提案するものであるとの説明がありました。

全体会審査を行った事項についての報告は、以上であります。

次に、討論においては、議案第25号 令和6年度四日市市

一般会計補正予算（第４号）に係る新図書館等拠点施設整備事業費について、委員からは、当事業における理事者の拙速な提案については、他の委員からの指摘に同意するものの、当予算案を認めなければ、当該土地での新図書館整備に向けた交渉の余地がなくなってしまう、新図書館整備の更なる遅れにつながってしまうことから、賛成するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、議案第25号 令和６年度四日市市一般会計補正予算（第４号）に対する減額修正案（新図書館等拠点施設整備事業費）について、所有者との交渉の結果、用地の買収が叶わなかった場合には、議会にも報告の上で協議の場を設けることを理事者は答弁しており、本市のまちづくりを考えると、現在の候補地での整備が適当であると考えことから、修正案に反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、議案第25号 令和６年度四日市市一般会計補正予算（第４号）に対する減額修正案（新図書館等拠点施設整備事業費）について、スターアイランド跡地での新図書館整備を断念したことに伴い、改めて新たな候補地を選定するにあたっては慎重な議論が求められる中で、今議会において拙速に当事業に係る補正予算を提案する必要性が感じられず、また、土地の取得に係る地権者との交渉に関しても、用地測量や補償積算の実施を待たずとも進めることができるのではないかと考えることから、修正案に賛成するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第4号）に対する減額修正案（新図書館等拠点施設整備事業費）について、理事者からの説明では、調査を予定している土地に新図書館を整備することで、これまで示されてきた新図書館のコンセプトを実現できるのかの根拠に乏しく、一度立ち止まって新図書館についての議論を改めて行うべきと考えることから、修正案に賛成するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第4号）については、さきに述べましたとおり修正案が提出されましたので、まず、修正案について採決したところ、賛成少数により否決されました。

引き続き、原案について採決したところ、賛成多数により可決すべきものと決しました。

その他、議案第26号及び議案第27号の2議案については、いずれも別段異議なく可決すべきものと決しました。

続いて、新図書館等拠点施設整備事業費に係る附帯決議案の採決においては、別段異議なく、以下のとおり附帯決議を付すことと決しました。

附帯決議。

予算の執行にあたっては地元自治会に十分な説明を行い、主要地権者に売買または賃貸の意思を確認し、都度議会に報告すること。

また、上記土地面積において基本計画、基本構想がより達成できる場所であるか否か、市有の土地と比較を行い議会に説明を行うこと。

なお、採決の結果を受けて、委員からは、減額修正案が提出されたことを重く受け止め、迅速かつ丁寧に事業を進めるべきであるという意見や、地権者との用地交渉に当たっては、原則取得するという現在の市の方針を厳守すべきであるといった意見がありました。

以上をもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告

(令和6年8月定例会月議会：最終日上程分)

予算常任委員会に付託されました議案第50号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第5号）につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務分科会において、詳細な審査が行われました。

続いて、全体会においては、分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、総務分科会長からは、別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告があり、総務分科会から全体会審査に送るべきものとされた事項はありませんでした。

また、全体会において、委員から追加の提案事項もありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第50号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第5号）につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（令和6年11月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、それぞれの所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、各分科会から申し送られた2項目について審査を行いました。

それでは、全体会審査を行った議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）に係る各項目について、順にご報告申し上げます。

1項目めは、教育民生分科会から申し送られた、保育士派遣業務委託費（債務負担行為）についてであります。

本件について、教育民生分科会長からは、分科会審査において、全委員で議論を深めるべきとの意見があり、採決した結果、全会一致により、全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

全体会審査において、まず、委員からは、派遣保育士も、本市

の保育士と同様に幼児教育センター等における職員研修を受講するのかとの質疑があり、理事者からは、保育の質の担保という観点から、派遣保育士も職員研修を受講してもらう必要があると考えており、人材派遣会社に対する事前の聞き取りでは、勤務時間内であれば受講してもらうことは可能だと聞いているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、派遣保育士は、市が雇用する会計年度任用職員（パートタイム）の保育士よりも高い時給となることが予想されるが、派遣会社には人材が流出するといった可能性はないのかとの質疑があり、理事者からは、会計年度任用職員（パートタイム）については、来年度に時給の引上げを行う予定であり、また、賞与も含めた年間の給与では、会計年度任用職員（パートタイム）の保育士が派遣保育士を上回る、あるいは、均衡するような設計としているとの答弁がありました。

また、委員からは、当事業は、これまでに実施してきた本市の保育士確保の仕組みに悪影響を及ぼすことも懸念されるが、そのような事態への対策はあるのかとの質疑があり、理事者からは、当事業は待機児童を減らすための緊急対策であり、実施した結果、悪影響が大きいとなれば１年間で事業を終了することも考えられるとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、目先の待機児童問題を解決するために、中長期的な本市の保育施策に悪影響を及ぼすことのないよう、公立・私立ともに各園との合意形成を図る必要があると

考えるが、そのプロセスを疎かにしているのではないかとの意見がありました。

これに対し、他の委員からは、状況によっては事業を終了することも想定しているとのことだが、その場合、派遣保育士は就労先を失うことになるのではないのかとの質疑があり、理事者からは、事業を終了する場合でも、新たな募集をしないというだけで、一度配置した派遣保育士との契約を年度途中で打ち切ることはないとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、派遣の形態で働く人の立場にも十分配慮して事業を進めるべきであり、また、議案の上程までに私立園における派遣人材の配置状況を調査していなかったことについて、理事者は反省すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、本市には認可外保育施設も含め、既に派遣保育士を配置している私立園もある中で、当事業を実施することによって、私立園における保育人材の不足を引き起こしてしまうのではないのかとの質疑があり、理事者からは、私立園関係者からも同様の意見をいただいております、懸念点については認識しているため、そういった事態とならないよう留意していきたいとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、私立園や他自治体における保育人材の不足という事態を引き起こす可能性のある保育士の人材派遣事業を実施するのではなく、私立園への補助を充実させるなど、別の策を講じるべきではないのかとの質疑があり、理事者か

らは、公立園における保育士の人材派遣を行うのみではなく、私立園に対しては、来年度において補助制度の新設や拡充を検討しており、本市全体の待機児童を解消するために、公立・私立両面での施策を展開していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、これまでに市が様々な手を尽くしても保育士が不足している現状がある中で、派遣会社を通した募集を行って人材が確保できるのかとの質疑があり、理事者からは、必ず確保できるという保証はないが、派遣会社は行政になり募集のノウハウを持っていることや、派遣での就労を選択している人材もいると聞いていることから、従来の方法よりも可能性は高まるとの答弁がありました。

また、委員からは、当事業の今後のスケジュールを確認したいとの質疑があり、理事者からは、議案が可決されれば、ただちに契約手続きを行い、今年度中に派遣会社からの紹介があれば、4月1日から配置を行う予定としており、4月以降も紹介があれば、順次配置をしていくとの答弁がありました。

また、他の委員からは、私立園関係者に対する事前の説明はどのように行ったのかとの質疑があり、理事者からは、私立保育連盟の園長会の場において意見交換を行う中で継続的に市の考え方を示してきており、来年度は公立園で人材派遣を行いながら、私立園に対しても新たな支援策を講じることで待機児童の解消を図ることについては、市長からも直接説明しているとの答弁がありました。

これに対し、他の委員からは、私立園に対して来年度に新たな支援を行うとのことだが、具体的な支援内容を確認したいとの質疑があり、理事者からは、現在検討中であり、具体的な内容については来年度当初予算の中で示したいとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、公立・私立両面からの待機児童対策を行うとしているのであれば、公立園における保育士の人材派遣を提案する際に、併せて私立園に対する支援についても具体的な内容を示すべきであり、理事者の進め方には疑問を感じるとの意見がありました。

また、他の委員からは、派遣保育士の配置も一時的に必要な事業だと理解するが、これまで実施してきたような保育士確保策についても、より取組を強化するべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、潜在保育士の掘り起こしについては、幼児教育センターも活用しながら、より力を入れて取り組んでほしいとの意見がありました。

こうした議論を経て、議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）に対して、委員からは、保育士派遣業務委託費（債務負担行為）について、施策実施に当たっては、保育の質の確保・向上に常時努めること、また、会計年度任用職員等との待遇の公平性及び人材確保の観点から、私立各園との均衡に十分な配慮をすることを求める附帯決議案が提出され

ました。

2 項目めは、産業生活分科会から申し送られた、四日市ドーム施設管理運営費（四日市ドーム指定管理料）、及び、四日市ドーム管理運営費（債務負担行為）についてであります。

本件について、産業生活分科会長からは、当該予算について採決を行ったところ、賛成少数により否決すべきものと決したため、全体会審査に送ることとなったとの報告がありました。

全体会審査において、まず、委員からは、多額の改修費用を要するとの理由から、現在、四日市ドームは大規模改修の実施を一旦見送っている状況だが、利用者に危険が及ぶ可能性はないのかとの質疑があり、理事者からは、大規模改修については予防保全の考えから計画をしていたものであり、ただちに崩落等の危険性があるわけではないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、内部鉄骨に錆びや腐食が見られる状況の中、大規模改修にかかる全体事業費が非常に高額となることから施設のあり方について再検討を行うことは昨年度に説明を受けていたが、その検討結果を示さないまま、来年度は指定管理者による運営よりもコストのかかる市の直営とすることを提案する市の姿勢には問題があるのではないかと質疑があり、理事者からは、今年度、総合的に検討を行い、方針をまとめた上で、来年5月には議会にその結果を報告する予定であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、仮に、今議会に提出されている四日市ドームを市の直営とするために必要な議案が認められなかった場合、来年度の四日市ドームの運営はどうなるのかとの質疑があり、理事者からは、その場合、指定管理者による運営となることが考えられるが、指定管理に係る予算や選定にも議会の議決が必要となることや、公募から選定までの手続に時間を要することから、現実的ではないとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、今回の四日市ドームのあり方の検討も含め、多額の経費を要し、市民も高い関心を持つ事業を進める際に、議会に対する事前の丁寧な説明を行うことなく議案提出に至り、短い審査期間の中で判断を求めるような行政の姿勢には反省を促すとともに、改善を求めたいとの意見がありました。

また、他の委員からは、耐用年数が70年の施設である四日市ドームが、竣工から30年も経過していないにもかかわらず、約62億円もの改修費用が必要となった原因のひとつには、立地環境を考慮せず設計を行ったことがあるのではないかと予想するため、原因分析を行い、その反省を今後に活かすべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、四日市ドームは錆びや腐食がかなり進行しているとのことだが、定期的な点検は実施していたのかとの質疑があり、理事者からは、法令の基準に則り、指定管理者が日常的な点検を実施しているとの答弁がありました。

また、委員からは、四日市ドームに限らず、公共施設を設置、運営する際には長期的な視点でコストバランスを考える必要があるが、市はどのような対応を取っているのかとの質疑があり、理事者からは、公共施設についてはアセットマネジメントの視点から、予防保全の観点で定期的な修繕費用等を計上し、様々な事業とのバランスを取りながら事業の推進を図っているとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、公共施設の維持管理費用については将来的に多額の不足が生じることが見込まれている中で、新設や既存施設の長寿命化をどのように図っていくかについては、財政経営部を中心とした庁内全体の議論を行い、検討してほしいとの意見がありました。

全体会審査を行った項目についての報告は以上であります。

次に、討論において、委員からは、議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）のうち、保育士派遣業務委託費（債務負担行為）について、保育士不足を解消するためには保育士の処遇改善を図ることが最も重要だと考えるが、当事業は派遣会社への委託経費を含めて考えると、1人当たりの人件費が会計年度任用職員（パートタイム）として働く保育士よりも大幅に高くなり、これらの保育士に対する直接の処遇改善にもつながらないと考えることから反対する、また、四日市マリッジサポート事業業務委託費（債務負担行為）について、

今までの開催実績を見ると、男女で参加に偏りがあり、参加者数が想定に達していないこともあった当事業に年間800万円もの予算を投じることは、費用対効果の面で問題があると考えることから反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）のうち、四日市ドーム施設管理運営費（四日市ドーム指定管理料）、及び、四日市ドーム管理運営費（債務負担行為）について、当事業に限らず、近年の行政の事業の進め方として、議会に対して十分な説明を行うことなく議案提出に至ることが散見される点に問題があると感じる。また、本件については今後の施設のあり方を示すのと併せて提案されるべきであり、今議会において当議案を否決したとしても四日市ドームの運営にただちに問題が生じるとは考えられないことから反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）のうち、四日市ドーム施設管理運営費（四日市ドーム指定管理料）、及び、四日市ドーム管理運営費（債務負担行為）について、四日市ドームを令和7年度以降は市の直営とする方針は過去に示されており、今回の審査において、来年5月には施設のあり方についての検討結果を報告する予定であるとの説明があったことから賛成するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました13議案につきまして、まず、議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）については、賛成多数により、可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、ないし、議案第59号 令和6年度四日市市農業集落排水事業会計第2回補正予算、及び、議案第78号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、ないし、議案第81号 令和6年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算の12議案については、いずれも別段異議なく、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）に対する、保育士派遣業務委託費（債務負担行為）に係る附帯決議案の採決においては、賛成多数により、以下のとおり附帯決議を付すことと決しました。

附帯決議。

施策実施に当たっては、保育の質の確保・向上に常時努めること。

また、会計年度任用職員等との待遇の公平性及び人材確保の観点から、私立各園との均衡に十分な配慮をすること。

以上をもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告

(令和 7 年 2 月 定例月議会：先議分)

予算常任委員会に付託されました議案第87号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第8号）につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、それぞれの所管に属する事項についての詳細な審査が行われました。

続いて、全体会においては、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、各分科会長からは、それぞれの所管部分について、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告があり、各分科会から全体会審査に送るべきものとされた事項はありませんでした。

また、全体会において、委員から追加の提案事項もありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第87号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第8号）につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（令和 7 年 2 月定例月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の 4 分科会において、それぞれの所管に属する事項について詳細な審査が行われました。

続いて、全体会においては、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、都市・環境分科会から申し送られた 1 項目に加え、全体会において追加提案があった 2 項目について審査を行うこととしたため、審査項目は合計 3 項目となりました。

それでは、全体会審査を行った議案第 88 号 令和 7 年度四日市市一般会計予算に係る各項目について、ご報告申し上げます。

1 項目めは、北大谷霊園合葬墓設置事業についてであります。

本件について、都市・環境分科会長からは、複数の分科会に係る事項として、全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により全体会に送ることと決したとの報告がありました。

全体会審査において、委員からは、終活支援の一環として民間の墓地等に入れない人の受け皿としての機能を担うこと、

また、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、遺体を適切に埋葬、管理することという２つの観点から、市として合葬墓を設置する必要があると判断したのかとの質疑があり、理事者からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、委員からは、今後、合葬墓には大規模災害等による身元不明の遺骨の安置という役割も求められる可能性があるため、引き続き研究を続けてほしいとの意見がありました。

また、委員からは、終活支援の一環として位置付けた合葬墓の設置は、全国的にも珍しい画期的な事業になると思われるので、積極的に取り組んでほしいとの意見がありました。

また、委員からは、当事業の対象者について、生活保護受給者は葬祭扶助があるので、身寄りのない低所得者との棲み分けなど、公平性の面で考慮が必要であるとの意見がありました。

また、他の委員からは、当事業にかかる総経費は５０年間でどの程度かとの質疑があり、理事者からは、過去に計画していた合葬墓は建設費を約４０００万円と試算していたが、今回の計画ではそれよりも小規模なため、建設費は半分以下となる見込みであり、維持管理費については試算していないが、大きな金額とはならない見込みであるとの答弁がありました。

また、委員からは、合葬墓とすでに設置されている萬霊塔の違いを確認する質疑があり、理事者からは、萬霊塔は北大谷斎場で火葬された全ての人の遺骨のうち、収骨した後の残骨灰の一片を納めているものであり、墓という認識は持っていない。一方、合葬墓については収骨した遺骨を納めることとしており、墓として位置づけているとの答弁がありました。

また、委員からは、墓に入るかどうかは個人の判断によるものであり、萬霊塔がある中で行政が合葬墓を設置する必要

はあるのかとの質疑があり、理事者からは、死生観は個人の価値観によるが、死後は納まるべきところに納めてほしいとの声も一定数あり、終活支援の最後の部分を担うものであるという考えで進めたいとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、行政が税を投じて設置することに疑問を感じるため、今後の設置や維持管理にあたっては、赤字とならないよう使用料を設定すべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、合葬墓の設置事業費や維持費を補えるよう使用料を設けていきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、現在の案では、設置した合葬墓を50年間使用する予定とのことだが、その後遺骨はどうするのかとの質疑があり、理事者からは、50年経過以降も遺骨は市が責任を持って管理する方針であり、遺骨の数が上限に達した場合は、別の場所に移して管理を続けることも想定しているとの答弁がありました。

また、委員からは、民間の墓地等に空きがあるならば行政が合葬墓を設置するのではなく、本人から受け取る使用料を民間の墓地管理者に渡し、民間の墓で遺骨を管理してもらうことを検討してはどうかとの意見がありました。

また、他の委員からは、税で設置する合葬墓であるのに、全市民を対象とするのではなく、終活情報登録事業の登録者のみを対象とした考え方について確認したいとの質疑があり、理事者からは、身寄りがなく民間の墓地等に入れない方がいる中で、その受け皿として合葬墓を設置するものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、引き取り手のない遺体について、現在はどのように対応しているのかとの質疑があり、理事者からは、市で一旦預かり、親族等の引き取り手が見つかれば引き

渡しているが、そうでない遺体は市で火葬しているとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、現状においても、引き取り手のない遺体に対し、萬霊塔への納骨等の一定の対応はしているのであれば、そこに改めて投資をする必要はなく、民間でも墓地等の余剰があることを考慮すると、行政が行うべき事業ではないと考えるため、その上で合葬墓を設置するならば、説明責任を果たせる制度設計が必要であるとの意見がありました。

また、他の委員からは、当事業について、宗教団体の理解は得られているのかとの質疑があり、理事者からは、令和5年度に宗教団体の役員と意見交換を行った際には、役員間でも賛否が分かれる状況であり、その後は正式な意見交換の場を設けていないとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、宗教団体との協議が行われていないために、様々な反対意見も聞こえてきているが、この点についてどう考えているのかとの質疑があり、理事者からは、今回の合葬墓については、全市民を対象としていた当初の計画とは考え方が大きく異なるため、改めて宗教団体と協議はしていないが、今後は説明を尽くしていきたいとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、墓は宗教によって形態が違い、納骨方法等についても様々であるため、行政が合葬墓を設置する以上、こうした部分について十分な調査の上、事業を進める必要があるとの意見がありました。

また、他の委員からは、先祖の墓等がない人もおり、また、いわゆる寺じまい等により、今後墓地の数が減っていくことが想定される状況の中、行政が一定の責任を持って合葬墓を

設置したり、残された墓等を管理したりする必要があるのではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、合葬墓を利用できる所得、資産等の要件を確認したいとの質疑があり、理事者からは、具体的にはこれから検討していくが、他市の事例では終活関係事業において所得制限を月収18万円以下、資産等については500万円以下と設定しているところがあるので、こうした事例を参考に決定したいとの答弁がありました。

また、委員からは、合葬墓の利用者数について、年間20件程度を想定しているとのことだが、その根拠を確認したいとの質疑があり、理事者からは、終活相談窓口における墓に関する相談件数等から算定したとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、市が合葬墓を設置することによる民間への影響も考慮しつつ、利用者数を年間20件程度と想定する根拠を明確にすべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、合葬墓を終活支援の一環として位置付けるなら、終活支援事業を開始する段階で、合葬墓についても当初から事業の中に組み込んでおくべきだったのではないかとの意見がありました。

これに対し、他の委員からは、当初の計画では全市民を対象とした合葬墓だったが、様々な意見を踏まえ再検討した結果、今回の提案に至ったものであり、行政は初めから終活支援の一環と説明しているとの意見がありました。

また、他の委員からは、当初は全市民が対象の事業として検討していたが、様々な状況を勘案し、終活支援と連動した新たな事業として提案されたものと理解してよいかとの質疑があり、理事者からは、本市の総合計画で、多死社会において人としての尊厳を守るという基本的な考え方のもと、終活

支援事業を今年度から実施している中で、墓についても重要な役割があると認識しており、今回の提案に至ったとの答弁がありました。

2 項目めは、大学設置調査検討事業についてであります。

本件については、全体会において委員長から、分科会長報告に対する質疑の経過を踏まえ、予算の修正や附帯決議を付すことも含めて議論すべきとの提案があったことから、全体会審査において議論することとしました。

全体会審査において、委員からは、半導体分野については全国的に人材が不足しており、県内の半導体関連企業4社においても今後10年で約3000人の人材が必要となる見込みであるとの説明もあったことから、卒業生が半導体関連企業に就職することを期待していると思われるが、そのような実践的な内容を学べる大学となるのかとの質疑があり、理事者からは、半導体製造プロセスに必要な知識を身に着けるとともに、半導体の設計や活用といった、企業で活躍できる実践的な内容を学ぶことができるよう検討を進めており、卒業生が地域の産業に貢献することを期待したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、北勢5市5町の首長から三重県知事に対し、JR四日市駅前への大学設置についての要望書を提出しているとのことだが、北勢5市5町の首長の歩調はそろっているのか、また、知事は協力の意向を示しているのかとの質疑があり、理事者からは、北勢5市5町の首長は意思統一をした上で要望書の提出に至っており、知事からも前向きな回答をもらっているとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、商工会議所など産業界の意見も

聞きながら事業を進めてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、三重大大学の新拠点設置にかかる検討について、結論が2年先延ばしとなった経緯を問う質疑があり、理事者からは、当初は令和11年度の開学を目指して検討を進めていたが、駅前広場などと一体的に行う工事期間が想定を上回ることとなり、開学時期が2年遅れて令和13年度となる見通しとなったことから、その旨を三重大大学に報告したところ、正式な判断については2年遅らせたいとの申し入れを受けたとの答弁がありました。

また、委員からは、どのような目的で大学設置を行うのかとの質疑があり、理事者からは、産業都市である本市の持続的な発展を見据え、地域の産業をけん引する人材を育成し、将来にわたる産業振興、人材確保を図ることが主な目的であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今年度開催されている大学基本計画策定委員会について、非公開での開催が多くなっているが、市民に開かれた公開の会議とすることがあるべき姿ではないかとの質疑があり、理事者からは、策定委員会においては、その時点では公開できない個別の関係者との協議事項が含まれるために非公開としているが、公開できる内容については公開していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、大学の整備にかかる事業費のうち、国からの補助金の見込みはどの程度なのかとの質疑があり、理事者からは、詳細な額は未定だが、デジタル・グリーン等の成長分野の学部等の設置などに対する文部科学省の補助金のほか、国土交通省の補助金についても活用したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、大学の設置にあたっては、国の補

助金を活用するとの説明があったが、大学院の設置についても同様の補助が受けられるのかとの質疑があり、理事者からは、情報系については大学院も同様の補助金があるが、申請の期間が今年度までであり、活用は難しいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、東海地方において産業人材が不足しており、理工系学部設立の需要があるとの説明に対し、その根拠を問う質疑があり、理事者からは、三重県の大学進学率が全国と比較して低い状況にあり伸びしろがあること、三重県内や東海地方における理工系学部の数が少なく、進学先の選択肢が少ないことが挙げられるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本市に大学を設置しなければならない理由、また、その大学でしか満たせない需要があるのかということを議会に示した上で進めるべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、本市に大学を設置する目的として、近隣に理工系学部の選択肢が少なく、その受け皿となることを掲げているが、三重大学の定員が増えないのであればその解決につながらないのではないかと質疑があり、三重大学の新たな設置の検討とあわせて新たに公立大学を設置することで理工系学部の定員が増え、受け皿となることができると考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、大学設立にあたっては、通信制大学や大学院大学の形態についても検討してはどうかとの質疑があり、理事者からは、通信制大学や大学院大学については検討していないが、社会人向けのリスキリング機能を持たせることを予定しているとの答弁がありました。

また、委員からは、新設大学の検討には四日市大学を含め

て考えているのかとの質疑があり、理事者からは、四日市大学は学校法人暁学園が責任を持って運営しており、現在の場所で環境情報学部の理系転換を目指しているものの、総合政策学部については文系であることから本市の理系大学を設置する方針とは合致しないと考えている。一方で、同じ暁学園が運営する四日市看護医療大学については、設置主体の候補として意見交換を行っているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、開学の予定時期が遅れることによって、大学構想推進室の業務量が減り、体制に変更が生じることはあるのかとの質疑があり、理事者からは、大学構想推進室の業務は変わらず必要であり、現在の体制に変更はないとの答弁がありました。

3項目めは、新図書館等拠点施設整備事業についてであります。

本件については、全体会において委員長から、分科会長報告に対する質疑の経過を踏まえ、予算の修正や附帯決議を付すことも含めて議論すべきとの提案があったことから、全体会審査において議論することとしました。

全体会審査において、委員からは、中央通りの再開発においては大手事業者のみが関わり、地元事業者が排除されているように感じられるため、地元事業者がより参画しやすくしていくべきではないかとの質疑があり、理事者からは、地元事業者を排除する意図はなく、四日市エリアプラットフォームにおいて地域の団体や企業が主体となってまちづくりの取組を進めていく中で、都市圏の大企業の知見が必要な場面では力を借りているとの答弁がありました。

また、委員からは、四日市エリアプラットフォームの議論

がまちづくりへつながるか不安であるため、他都市の事例も参考にしながら、まちづくり政策において中心的な役割を果たす、専門的な職員を育成していくべきではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、エリアプラットフォームの考えが、どのように新図書館と結びつくのかとの質疑があり、理事者からは、エリアプラットフォームは、まちなかに賑わいをもたらすことをコンセプトとしており、新図書館に交流の場としての機能を持たせることによって、新たな交流が生まれ、賑わいがまちなかに広がることを期待しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、行政の推し進めるエリアマネジメントやエリアプラットフォームの考えが、市民に全く浸透しておらず、温度差があることを課題と捉え、地域住民が参画したまちづくりを目指すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、委員の指摘を真摯に受け止め、関係団体とも協議しながら事業に取り組んでいくとの答弁がありました。

また、他の委員からは、同じ中心市街地のスターアイランド跡地における整備案では駐車場を併設する考えは示されなかったにもかかわらず、今回の案では併設駐車場が含まれていることは以前の説明と矛盾しているように感じられるとの意見がありました。

また、他の委員からは、以前に市役所東広場での整備を検討していた際に、市営中央駐車場の公用車を民間の駐車場に移動させる計画があったが、現在の案において、市営中央駐車場を活用する考えはないのかとの質疑があり、理事者からは、現在の市営中央駐車場の利用状況を勘案すると、想定される新図書館の駐車需要に対応できないことから、市営中央

駐車場とは別に、新図書館に併設する駐車場が必要と考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、ウォーカブルなまちづくりをコンセプトに中央通りの再開発を進めているにもかかわらず、新図書館に大規模な駐車場を併設することは施策に一貫性がないのではないかと質疑があり、理事者からは、今回の候補地は駅直結ではなく、自家用車での来館者も一定数いることが想定される中で、雨に濡れない動線の確保という観点からも駐車場の併設は必要と考えており、図書館に自家用車で来館した際に、徒歩でまちなかを回遊してもらうことも期待しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、駐車場の併設については、今議会ではじめて説明されたが、どのようにその決定に至ったのかとの質疑があり、理事者からは、駐車場については市民からの要望も多く、駅直結ではないことから駐車場を併設することとしたとの答弁がありました。

これに対し、他の委員からは、以前の市役所東広場での検討の際には民間駐車場を活用することも検討していたが、なぜ今回の案では併設することとしたのかとの質疑があり、理事者からは、駐車場を整備する場合の費用と、民間駐車場を活用した場合のコストを比較し、今回の決定に至ったとの答弁がありました。

また、他の委員からは、併設する駐車場において想定している200台という台数は適切なのかとの質疑があり、理事者からは、ピーク時の利用を考えると、必要な台数であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、新図書館整備に係る財源として、新たな企業立地による税収の確保を見込んでいるとの説明が

あったが、どのような企業をどこに誘致するのかといった具体的な計画はあるのかとの質疑があり、理事者からは、新保々工業用地への誘致や、北勢バイパスの一部区間開通による新たな企業立地をはじめ、企業立地奨励金制度等によって企業立地を促していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、現在の候補地について、取得を前提とするとの説明をしていたにもかかわらず、結果的に借地が含まれる見込みとなり、前提条件が変わったことで、議会側も判断が変わりかねないとの意見がありました。

また、他の委員からは、現在、本市の公共施設で借地により設置している施設はどの程度あるのかとの質疑があり、理事者からは、小中学校が7施設、その他の施設が5施設あるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、新図書館の耐用年数を考えた場合、取得と借地とではどちらがよりコストがかかるのかとの質疑があり、副市長からは、借地のほうがコストは高くなると予想されるが、借地料については、市が適正なサービスを市民に提供するための経費と考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、現図書館の場所での建て替えとしない理由を改めて確認したいとの質疑があり、理事者からは、現図書館が老朽化する中、新図書館には市民のサードプレイスとしての機能や多世代の交流の場としての機能を付随させることとしているが、現在の立地ではこれらの目的に見合った規模が確保できないこと、建て替え工事により図書館が利用できない期間が長くなってしまうこと、中心市街地のエリア外であるため国の補助金が活用できないことが主な理由であるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、たとえ30億円程度の国の補助

金が活用できるとしても、借地や駐車場整備に要する経費を鑑みると、補助金の要件に合わせて中心市街地に図書館を整備することで、結果的にその補助金以上の予算を投入することになりかねず、補助金ありきの整備とすることには疑問を感じるとの意見がありました。

また、他の委員からは、今後、多くの公共施設が更新の時期を迎える中で、多額の予算をかけて新図書館を整備することは将来の負担となるのではないかと質疑があり、理事者からは、本市はこれまで財政の健全化を図るため、市債残高を減らしつつ財政調整基金等を積み立ててきたが、その中にもあってもクリーンセンターや国体関連施設の整備といった大規模な事業を実施してきており、新図書館や大学等の新たな大型プロジェクトによって本市の財政状況が大幅に悪化するとは考えていないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、現図書館については、新図書館整備を見据え大規模な改修は行わず、最低限必要な修繕のみの対応としているとの説明があったが、新図書館が整備されるまでの間、利用者のことを第一に考え、責任を持って市民サービスを提供し、運営していくべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、新図書館の完成が最短でも令和11年になるとの説明があったが、それまでの間の中心市街地におけるこどもの居場所づくりについてはどのように考えているかとの質疑があり、理事者からは、まずは令和7年度、じばさんにおいて高校生を対象に、居場所づくりのためのモデル事業を開始する予定であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、仮に、今回の新図書館にかかる予算が可決されなければ、今後はどのように進んでいくのかと

の質疑があり、副市長からは、駐車場の課題が大きいことから市役所東広場での整備はできないものと考えており、他に適した候補地も見つからないため、先が見通せない状況となるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、新図書館にかかる市長の情報発信手法や内容が真摯ではないことが、議論が紛糾する遠因にもなっているように感じられるため、公平公正な情報発信を心がけてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からはエリアプラットフォームに参画する市民からは、自分たちの直接の利益ではなく、中心市街地の回遊性を高めて賑わいを創出することで、まちの活性化につながることを望んでいると聞いているため、行政もその意をくんで、エリアプラットフォームの取組を広げてほしいとの意見がありました。

これに対し、他の委員からは、ウォーカブルなまちづくりをコンセプトとして中心市街地の再整備を行う中で、新図書館に大規模な駐車場を併設することは矛盾しているように感じるが、エリアプラットフォームに参画する市民がどのように感じているのか議員間討議により確認したいとの意見があり、当該委員からは、自家用車によるアクセスの需要があることは認識しており、新図書館によって中心市街地に賑わいが生まれるのであれば、駐車場の併設を否定するものではないとの説明がありました。

この議員間討議に対し、副市長からは、ウォーカブルなまちづくりとは、自家用車で中心市街地に訪れることを拒むものではなく、自家用車で訪れたとしても、エリア一帯で買い物や食事を楽しむなど回遊してもらうことによって、まちに賑わいをもたらすことが目的であるとの説明がありました。

また、他の委員からは、中心市街地に住む多くのこどもたちの居場所がないという課題が長年解決されないままとなっていることを重く受け止め、駐車場が併設されることを理由に新図書館に反対するべきではないとの意見がありました。

また、他の委員からは、新図書館の検討に際して、市営中央駐車場の建て替えを行う考えはないのかとの質疑があり、理事者からは、市営中央駐車場については耐用年数が30年程度残っており、現時点で建て替えは考えていないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、併設する駐車場については、図書館来館者のみを対象とする予定なのかとの質疑があり、理事者からは、現在は検討段階だが、図書館来館者の利用を基本としつつも、閑散期など、場合によっては、地域の活性化に資する利用方法も検討していきたいとの答弁がありました。

こうした議論を経て、委員からは、議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算のうち、新図書館等拠点施設整備事業費の全額を減額とする修正案が提出されました。

提案者からは、当事業について、新図書館は市有地に建設すべきであり、以前に検討していた市役所東広場にほど近い民有地を新たに取得、借地してまで建設するべきではないと考えることから、修正を提案するものであるとの説明がありました。

次に、他の委員からは、議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算のうち、北大谷霊園合葬墓設置事業に関して、予算執行にあたっては、公費による墓地整備と管理の重要性や妥当性を鑑み、市民間の公平性に配慮すること、また、事業費や制度運用については議会に適宜報告し、意見を十分に

聴取することを求める趣旨の附帯決議案が提出されました。

全体会審査を行った項目についての報告は以上であります。

次に、討論において、委員からは、議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算に対する減額修正案について、長年議論されてきた新図書館が再度白紙に戻り先行きが不透明となれば、市民をさらに待たせてしまうこと、また、新図書館に併設する駐車場については、ウォーカブルなまちづくりという方針とも矛盾するものではないと考えることから、修正案に反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、同修正案について、郊外から新図書館に訪れる人も多くいることが想定される中で、質疑において反対の声もあった併設駐車場は、市営中央駐車場がたびたび満車となっている状況を鑑みると必要なものであること、また、今回提案されている予算はあくまで用地測量といった調査業務のための費用であり、その調査結果が出てから現在の案について可否の判断を下すべきだと考えることから、修正案に反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、同修正案について、質疑において理事者からは、エリアプラットフォームの考えを強化し、より市民が参画したまちづくりを目指していくという方向性が示されたことから、当事業に賛成すべきという立場で、修正案に反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、同修正案について、民有地であるスターアイランド跡地での新図書館整備を断念した経緯からも、市の施設は市有地に整備するべきと考えることから、修正案に賛成するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、同修正案について、スターアイランド跡地での新図書館整備を断念してから、今回の案が示されるに至るまでの行政の進め方はあまりに拙速であり、行政における検討や議会における議論が不十分なため、原点に立ち返って、予算規模や求められる図書館機能について再考すべきと考えることから、修正案に賛成するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、同修正案について、新図書館に求められていた役割のひとつであるこどもの居場所としての機能は、来年度以降、他の施設でも充実を図っていききたいとの説明があったことから、一度立ち止まり、新図書館に何が必要なのかについては、予算の見直しも含めて改めて協議すべきと考えることから、修正案に賛成するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました、議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算については、さきに述べましたとおり1件の修正案が提出されましたので、まず修正案について採決したところ、賛成多数により、可決すべきものと決しました。

引き続き、修正部分を除く原案について採決したところ、別段異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 令和7年度四日市市競輪事業特別会計予算ないし議案第99号 令和7年度四日市市桜財産区予算、議案第137号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第9号）ないし議案第148号 令和7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の23議案については、いずれも別段異議なく可決すべきものと決しました。

続いて、議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算のうち、北大谷霊園合葬墓設置事業に係る附帯決議案の討論において、委員からは、質疑において合葬墓の設置は行政が実施すべきではないとの意見もあったが、公平性の視点ではなく、必要な人への必要な支援という視点から行政が担うべき役割であると考え、附帯決議を付すことに反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、当事業は全市民を対象とするものではないことから、市民間の公平性を求めることは難しく、また、議会への報告や意見聴取については当然に行われるものと考えことから、附帯決議を付すことに反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、合葬墓の設置自体に反対ではないが、行政が実施するのであれば全市民を対象とすべきと考えること、また、当事業は高齢者終活支援事業の一環として実施するにも関わらず、健康福祉部を所管する教育民生常任委員会に対して十分な説明がなされていないことから、附帯決議を付すことに賛成するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、社会情勢の変化に伴い行政が管理する合葬墓の必要性が高まっており、運用や制度設計についてはさらなる議論が必要ではあるが、早期に実現すべき事業だと考えるため、附帯決議を付すことに反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、当事業の対象者や周知の方法についてはさらなる議論が必要と考えることから、附帯決議を付すことに賛成するとの意見表明がありました。

次に、当附帯決議案の採決を行ったところ、賛成少数によ

り、これを付さないことと決しました。

最後に、当委員会におきましては、令和 6 年 8 月定例月議会の決算審査を経て市長に提出されました新たな事項 3 項目に、過年度から継続となった 3 項目を加えた合計 6 項目の提言に関し、提言事項の当初予算への反映状況について確認を行いましたことを申し添えます。

以上をもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

4. 提言事項の当初予算案への反映状況について

令和 7 年 2 月市議会定例会月議会

予算常任委員会 資料

提言チェックシート一覧

目次

表紙（目次）	… P 1
[令和 6 年度]	
①防災備蓄品の見直しと市民への啓発について	… P 2 ～ P 4
②介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について	… P 5 ～ P 6
③公園、緑地等の維持管理のあり方について	… P 7 ～ P 10
[令和 5 年度]	
継続①四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について	… P 11 ～ P 13
[令和 4 年度]	
継続②降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について	… P 14 ～ P 15
継続③食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について	… P 16 ～ P 17

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～
(令和7年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 1

事業名	防災備蓄品の見直しと市民への啓発について	
事業概要	安島防災備蓄倉庫、北部拠点防災倉庫、南部拠点防災倉庫などを災害初動期における防災拠点として整備し、災害支援物資や防災資機材等を備蓄しており、これらの資機材の整備、備蓄物資の更新、資機材の点検や施設の保守管理を行う。 また、災害に強いまちづくりの一環として、市内各所に設置した防災倉庫への備蓄食料や救出救護用資機材の整備、更新や、これらの保守管理を行う。	
	決算額	

次年度予算への提言

＜提言＞ 防災備蓄品の見直しと市民への啓発について

1. 令和6年能登半島地震の教訓を生かし、自助として家庭などでの備蓄について市民への周知を図ること。
2. 行政として、備蓄品の見直しや拡充を検討するとともに、それらを保管する場所が不足するのであれば、新たな保管場所の調査と検討を進めること。また、その際には、補助金制度等を活用した家庭での保管という手法についても検討すること。

※参考 事業実施に関する意見 ③拡大

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【危機管理課】

1. 市民への啓発

家庭などでの備蓄については、これまでも地域の防災訓練、出前講座、各種イベントでの啓発や、防災情報ホームページ、広報誌などでの情報発信を行っている。また、四日市市地区防災組織連絡協議会においても、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもと、防災啓発活動の強化の具体的な取組として、①自助・共助の役割についての啓発、②自助による備蓄の啓発などを令和6年度の活動目標として取り組んでいる。

また、国の『令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）』（令和6年11月）で、日頃からの備えのひとつとして、家庭での備蓄の啓発などについては「引き続き検討及び取り組むべき事項」としており、本市においても継続して啓発等に取り組んでいく必要がある。

取り組みにあたっては、平時からのもので災害時にも役立つ物、家の中に備蓄しておく物や非常時の持出用に備蓄する物の違いを伝えるなど、地域とも連携して継続的に啓発に取り組むつつ、啓発の手

法や内容について調査研究していく。

2. 防災備蓄品の見直し、拡充の検討

本市の防災備蓄品については、国の策定した『南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画』でプッシュ型支援の基本としている8品目に、『三重県備蓄・調達基本方針』で重要品目としている飲料水、哺乳瓶の2品目を加えた10品目を、三重県の計画を踏まえて策定した『四日市市物資備蓄・調達計画』に基づいて備蓄している。

【三重県が重要品目として位置付ける10品目】

①食料、②毛布、③乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、④乳児・小児用おむつ、⑤大人用おむつ、⑥携帯・簡易トイレ、⑦トイレットペーパー、⑧生理用品、⑨飲料水、⑩哺乳瓶

防災備蓄品の計画数量について、国は、発災から3日間は家庭等の備蓄と被災自治体における備蓄で対応することを想定し、発災後1～2日目を市町村、3日目を都道府県、発災後4日目から7日目までに必要となる物資を国がそれぞれ対応するとしていることから、本市においても、発災後1～2日目に備えた数量としている。

【『三重県備蓄・調達基本方針』における県と市町の役割分担】

1日目	2日目	3日目	4日目以降
自助・共助による備蓄			国プッシュ型 支援等
現物備蓄・流通備蓄 (市町)		流通備蓄等 (県)	

このほか『四日市市物資備蓄・調達計画』では、この10品目に感染症防止対策物資のうち5品目（プライバシールーム、パーティションtent、ベッド、エアーマット、非接触式体温計）を加えた防災備蓄品を指定避難所の備蓄倉庫等に備蓄しており、現時点で計画数量に応じた備蓄物資の配備を概ね完了している。

これらの防災備蓄品のうち、飲料水について、国や県の基本的な考え方は「被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する」こととしているため、本市では上下水道局による応急給水で対応することとし、飲料水の備蓄を行っていないが、災害時における飲料水について、既存施設の受水槽等の活用などについて関係部局と協議を行っている。

また、防災備蓄品については、国の『令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）』（令和6年11月）においても、「今回の災害を踏まえ、備蓄の想定数量の見直し」や再検討について記載されており、今後、国の方針等の見直しも想定されることから、その動向を注視して本市の防災備蓄品の見直しや拡充について検討するとともに、防災備蓄品の新たな保管場所の調査を行う。

【令和7年度当初予算】

指定避難所備蓄物資保管場所等検討業務委託 2,000千円（前年度予算：－千円）

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

（予算常任委員会総務分科会長報告から再掲）

Q. 飲料水の備蓄は命に直結する重要な課題であり、歯ブラシの備蓄よりも優先度が高いので、有事の際に必要なものから優先的に備えるべきだと考えるが、市の考えを再確認したい。

A. 避難所での口腔ケア不足が、肺炎などに罹患するリスクを高めるという統計もあり、歯ブラシの必要性は認識するが、現時点では市が最初から備蓄するのではなく、まずは個人で用意すべきだと考える。今後、備蓄の必要性が高まれば、改めて検討する。

（意見）行政は避難所での飲料水、食料、トイレなど最低限の物資を優先的に確保すべきである。発災直後は、自助・共助で近隣の命を助ける行動が最優先であり、これらに直結する3点の確保が重要だと考える。

Q. プライベートテントの検討状況を確認したい。

A. 国や三重県の動向を確認しつつ、備蓄計画の見直しを検討している。来年度は、まず備蓄物資を置く場所の確保状況を把握し、その上で備蓄物資の種類や量について検討していきたい。

（意見）プライベート空間の確保は避難者にとって重要であり、個人で備蓄できないので、市が対応すべき課題である。備蓄物資の保管場所については、業者と提携するなどの方法も考えられるため、ぜひ取り組みを進めてほしい。

（意見整理）

- ・飲料水や歯ブラシなどの備蓄について議論がなされたが、備蓄品を決める際には緊急性と重要性を十分に検討した上で、何を備蓄するのかを決めてほしい。
- ・国が推奨するTKB（トイレ、キッチン、ベッド）の考え方にに基づき、特にトイレや食事に関する備蓄品について、他の市町村との比較を通じて不足している点を把握し、適切に備蓄品を整備してほしい。

2. 反映状況

拡充事業として「指定避難所備蓄物資保管場所等検討業務委託」を新たに実施して、備蓄品の保管場所の検討を行いつつ、備蓄計画の内容やそれ以外の備蓄品についても検討を行う方針を確認したので、④新規事業の実施に分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～
(令和7年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 2

事業名	介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について	
事業概要	介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。 この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）であり、保険者に設置される介護認定審査会において判定される。	
	決算額	介護認定審査会費 103,980,567 円 認定調査費 119,567,068 円
次年度予算への提言		
＜提言＞ 介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について 1. 高齢化に伴い、要介護認定の申請の増加が想定される中で、職員や調査員の業務効率化を図り、市民の利便性を向上させるため、介護認定にかかる日数の短縮に向けた調査研究を行うこと。 2. 調査研究にあたっては、申請のオンライン化、A Iを活用した調査票の整合性の確認、認定調査員が直接入力できるシステムなどについても、調査事項に加えること。 ※参考 事業実施に関する意見 ③拡大		
【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】 【介護保険課】 介護認定にかかる日数の短縮に向けた調査研究として、先進地の取り組みについて、職員2名を派遣し視察を実施する。 視察先となる先進地については調査中であり、例として福島県郡山市等を検討中である。同市では、要介護認定事務の各フェーズにおいてA I等のデジタル技術を導入し、業務フロー・内容の見直しを行い、市民の利便性向上と業務の効率化を実現している。また、「デジタル技術をフル活用した迅速な要介護認定事務」として、国のデジタル田園都市国家構想における優良事例としても紹介されている。 【令和7年度当初予算】 普通旅費（2名分） 96千円（前年度予算： ー 千円）		

【当初予算案への反映状況 ／ 分科会での確認】

1. 主な議論

Q. 来年度、先進地視察に行った後の取組について確認したい。

A. 調査に必要な費用として、当初予算に計上するものは先進地視察の費用のみだが、視察の内容も含めて本市でどのような日数短縮ができるのか検討し、デジタル技術を活用する場合にはその次の年度の予算に計上できるよう取り組みたい。

(意見) 当初予算に計上したのが普通旅費 9 万 6000 円のみであり、理事者のやる気を感じない。

(意見) 所管事務調査や一般質問においても指摘があったが、介護認定調査全体に対して市民からは懸念があると聞いている。これを踏まえて、デジタル技術の活用により見える化を図り、認定調査員が入力したデータがそのまま反映されるシステムなどを活用し、市民の懸念を晴らしてほしいということが提言の根本にある。先進地視察をした後、本市の介護認定調査に関する声の根本的な解決に向けての取組を期待する。

Q. 意見に対して市の見解を確認したい。

A. 介護認定に日数を要していることは重く受け止めている。この課題は全国的な課題でもあり、国も各自治体に調査を実施している。令和 7 年度に、実際に各自治体が調査に要している日数の実態を初めて公表すると聞いているため、そうした事例も参考にして、日数の短縮に向け、本市がすべきことに取り組んでいきたい。また、本市の介護認定調査に対する市民の懸念があるのであればその払拭に向けて本市でも明確に説明できるよう取組を進めたい。

2. 反映状況

先進地視察のための予算を計上しているため、③拡大に分類する。

一方で、提言の根本的な意図を叶えるまでの拡大ではないため、来年度、再来年度に続く取組を行うことを期待する。

分類	備考
① 廃止	次年度事業費予算に関連するもの
② 縮小	
③ 拡大	
④ 新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～
(令和7年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 3

事業名	公園、緑地等の維持管理のあり方について	
事業概要	地元自治会、公園愛護会、市民緑地管理団体、シルバー人材センターといったこれまでの公園、緑地等の管理、運営の担い手の高齢化が進み、維持管理が困難となってきたことから、ボランティア団体等にインセンティブを提供する等、活動に参加しやすくなる維持管理の制度を構築する。	
	決算額	市民に親しまれる公園ボランティア支援事業費 3,605,487 円 里山保全事業費 5,132,370 円 公園施設管理費 596,311,991 円（県支出金 4,988,500 円、その他特財 19,837,746 円）
次年度予算への提言		
＜提言＞ 公園、緑地等の維持管理のあり方について 1. 担い手の高齢化が進み、公園・緑地等の維持管理が困難となっているため、市が主体となって委託の拡充など必要な取組を実施した上で、住民、企業がより協力しやすい公園の維持管理と市民協働による里山保全について、有償ボランティアに関する制度づくりなどを検討すること。 2. 企業や団体が行う公園の維持管理に対して、公園の利用許可や看板の設置等のインセンティブの導入を検討すること。 3. 活動団体への支援については、活動に必要な機械等もその対象とするなど、拡充を検討すること。 ※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施		
【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】 [公園緑政課] 1. 委託の拡充・有償ボランティアに関する制度づくり (1) 委託の拡充 ・公園や緑地の日常的な維持管理の多くを公益社団法人四日市市シルバー人材センターに委託しており、委託の拡充について同センターと調整を行ったが、慢性的に人材不足が生じている中、受託の拡充は困難であるとの考えが示されたことから、民間事業者へ委託する令和7年度予算を拡充する。		

(2) 有償ボランティアに関する制度づくり

- ・他市町の事例を調査したところ、維持管理委託や補助金制度の他、本市でも取り組んでいる活動に必要な消耗品の支給制度を導入している事例があった。
- ・草刈り等の維持管理について、自治会への委託制度を導入している自治体にヒアリングを行ったところ、高齢化により活動の継続が困難となってきた自治会が増加しているため、今後、対応を検討する必要がある等の意見があった。
- ・今後、ボランティア団体へ聞き取りを行うとともに、引き続き、ボランティアに関する制度づくりについて検討を行う。

【令和7年度当初予算】

公園施設管理費 810,086千円（前年度予算：733,818千円）

公園施設維持補修費 142,940千円（前年度予算：111,289千円）

里山保全事業費 7,625千円（前年度予算：8,235千円）

2. インセンティブの導入

（他市町の事例調査等）

- ・他市町の事例を調査したところ、公園の維持管理費用を募るため、スポンサー企業を募集し、スポンサーの名称等が入ったプレートを対象公園に設置している事例等があった。
- ・インセンティブに関する企業への意向確認において、複数の企業より、企業が維持管理に協力した場合、協力いただいている旨を記載した企業名入りの看板等を対象公園内に設置できないかとの提案があり、検討した結果、取組が広がることが期待できることから、これに係る予算を新たに計上する。実施に向け、引き続き、検討を進める。

（企業ボランティア）

- ・条件により協力できる可能性があるという回答のあった大半の企業は、「CSR活動の重要性は理解しているが、社員の負担が大きくなりすぎないようまずは、年2回程度、1回の活動は2～3人で1時間程度にしたい。」旨の意向である。
- ・今後、ボランティア団体とのマッチングに向けた調整を進めていく中で、どのようなインセンティブがあれば活動しやすくなるのか等、引き続き、企業の意向を確認していく。
- ・上記の他、四日市造園建設業組合より市内の公園において、社会貢献活動したい旨の申し出があったため、実施に向け調整を進めている。

【令和7年度当初予算】

市民に親しまれるボランティア支援事業費 6,000千円（前年度予算：5,000千円）

3. 活動団体への支援内容の拡充

- ・草刈り機の貸し出しに関する要望に対応するため、維持管理に必要な機器購入に関する令和7年度予算を新たに計上する。

【令和7年度当初予算】

公園施設管理費 810,086千円（前年度予算：733,818千円）

うち 350千円（前年度予算：— 千円）

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

Q. 民間事業者だけでなく、自治会等に有償ボランティアとして活動してもらえるよう公園の維持管理に人工代が出るような取り組みを検討してほしいと提案したがどうか。

A. 有償ボランティアについて、他市町の事例調査を行ったところ、公園の維持管理、草刈り等を自治会に委託したり、報奨金制度を導入している自治体もあったが、ボランティアの高齢化により、委託契約が結ばれにくい状況も増加しているとの意見があった。しかしながら、市内でも有償ボランティアを希望する団体があるため、聞き取りを実施しながら制度の検討を進めていきたい。

Q. 高齢化していることはわかるが、現状、活動できる方々を活用していくという考え方はできないのか。

A. 造園業者やシルバー人材センターがこれまで担ってきたレベルまでお願いするのは困難であると考えているが、協力の意向がある自治会に委託する方法も検討していきたい。

Q. 令和7年度予算に、有償ボランティアに関する予算は反映されていないということか。

A. 令和6年8月定例会議会において、行政が主体となって委託の拡充など必要な取り組みを実施したうえで、有償ボランティアの制度づくりを検討するよう提言をいただいたことから、現在、業務を委託しているシルバー人材センターを中心に業務を発注していくが、シルバー人材センターからは、業務の拡大は困難であるという意見もいただいていることから、それを補完するために造園業者に委託するための予算を計上している。

提案いただいている有償ボランティアについては、先進事例の調査や、希望している団体への聞き取りを行い、制度について検討していくこととしているため、令和7年度予算への計上はしていない。

Q. 公園の維持管理を造園業者等にお願いしていくというのはわかりやすいが、一方で市民協働やソーシャルビジネスという考え方から見れば、地域活動自体が進まないのではないのか。

A. 今後も地域や企業へ協力を依頼していくことになるが、どこまで協力いただけるのか聞き取りを行うとともに、他市町の事例も参考にしながら検討していきたい。

(意見) 里山で活動している団体であれば、機材等が充実しているところもあり、造園業者へ委託するよりも安価であると考えている。剪定等の知識、技術が必要な場所もあればそうでない場所もあると思うので、有償ボランティア制度について検討してほしい。

Q. インセンティブの看板設置について、都市公園の他に、道路の植樹帯にも設置するという方法は取れないのか。

A. 看板については、活動していただいた公園に設置することを考えているが、植樹帯への設置も今後検討していく。

Q. 現在、草刈りに必要な消耗品を市から支援しているが、今後も継続されるのか。

A. 消耗品の支援は今後も継続していく。

2. 反映状況

公園の維持管理における委託や活動団体への支援内容について予算の拡充が行われているが、有償ボランティアに関する制度づくりは検討段階であるため、③拡大に分類する。

分類	備考
① 廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和7年2月定例会議会 予算常任委員会)

(継続) No. 1

事業名	四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について	
事業概要	四日市商店連合会に加盟した組織がある商店街および高度経済成長期に郊外に建設された補助対象となる住宅団地における空き店舗等を活用し、新たに出店しようとするものを支援することにより、空き店舗の解消によるにぎわいの創出ならびに市内の買い物拠点の維持および再生を図る。	
	決算額	決算額 7,033,000 円
次年度予算への提言		
<提言> 四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について コロナ禍により生活様式が大きく変わった今、コロナ禍前から実施している空き店舗に対する支援方法が効果的なものかどうか、過去の実績を分析した上で、商店街の活性化に資する支援のあり方について評価検証を行うべきである。 ※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（補助金の過去実績等による評価検証の実施）		
【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】 【商業労政課】 中心市街地活性化における商店街振興について、バスタ等中心市街地再整備の各種プロジェクトの完成後を見据え、プロジェクトの効果が商店街にしっかりと波及するよう、下記のとおり、商店街等団体やエリアプラットフォームが商店街の区域内の空き店舗の全部または一部を新たに活用する事業を補助対象事業に加えることとする。		
補助対象者	・事業を行う空き店舗が立地する商店街組織から推薦を受け、当該商店街組織に加入して活動する意思があるもの ・事業を行う郊外住宅団地内で地域活動に参加する意思があるもの ・事業を行う地区空き家等活用計画を定めた地区内で地域活動に参加する意思があるもの ・【拡充】商店街等団体またはエリアプラットフォーム ※いずれも最低3年以上営業を継続する意思があるものを対象とする	
補助対象事業	①商店街の区域内の空き店舗を活用し、新たに出店する事業及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業（諏訪栄町地区の飲食業は対象外） ②郊外住宅団地内の空き店舗その他の既存の建物を活用し、日常生活に必要な	

	な商品及びサービスを提供するために新たに出店する事業及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業 ③①及び②における区域に、新たに小売業として出店する事業 ④地区空き家等活用計画を定めた地区内の空き店舗等を活用し、都市計画法に基づく許可を受けて新たに出店する事業 ⑤【拡充】商店街等団体またはエリアプラットフォームが商店街の区域内の空き店舗の全部または一部を新たに活用する事業
補助対象経費	店舗等の整備費（製品の購入が主目的となる家具、家電、什器等を除く。）、光熱水費、広告宣伝費その他市長が適当と認める経費 ※【拡充】補助対象者が商店街等団体またはエリアプラットフォームの場合、賃料、消耗品費も補助対象経費とする
補助額	①～④：＜１年目＞ ①、②、④：補助対象経費の２分の１以内（上限額５００千円） ③：補助対象経費の４分の３以内（上限額１，５００千円） ＜２年目＞ 光熱水費、広告宣伝費にかかる補助対象経費の２分の１以内（上限額２００千円） ⑤【拡充】：補助対象経費の２分の１以内（上限額５００千円） ※複数年度、同一事業での申請を可とする

【令和７年度当初予算】

空き店舗等活用支援事業補助金 １０，０００千円（前年度当初予算：１０，０００千円）

【当初予算案への反映状況 ／ 分科会での確認】

１．主な議論

Q. どのように事業継続の意思を確認しているのか。また、意思はあったものの、結果として半年や１年で辞めた場合には、何かペナルティがあるのか。

A. ３年以上継続する意思があることを書面で確認している。事業の完了を受けて補助金を交付しており、半年や１年で店を閉じた場合でも、補助金の返還は求めない整理になっている。

Q. 補助金の拡充について、どのような分析に基づいて判断したのか。

A. 当委員会において分析の結果を報告し、大部分の店舗が営業を継続していることから、事業に一定の効果があったことを認めていただいたものと考えている。来年度の拡充部分については、既存の事業者に影響を与えることのないよう、商店街やエリアプラットフォームが空き店舗の活用を図り、中心市街地の活性化に資する事業を新たに対象とするものである。

Q. 提言内容は、過去の実績に基づく評価検証の実施を求めるものであり、拡充の提言ではない。具体的には、どの会議体で、どのようなデータを用いて検証を行ったのかプロセスの説明を求める。

A. これまでの委員会での報告等で、検証結果を協議してきたと認識している。

（意見）丸亀市の視察で感じたのは、市の支援の限界と、思い切った街の再開発が必要だということだった。本市は、そこまで深刻ではないが、シャッター街が増えないように、さらなる工夫が求めら

れる。

(意見) 事業手法の見直しが必要ではないか。無期限に支援を続けるのではなく、コロナ後2～3年後の効果を見極めるべきである。効果が確認できない場合は、既存の空き店舗補助金を残しつつ、市は、空き店舗対策から少し距離を置くことも考えられる。

(意見) これまでの委員会の意見を反映し、エリアプラットフォームという新しい視点で面的な空き店舗対策を考えたことを評価する。あと1年試行して結果を出すという方針が適切だと考える。

Q. 肌感覚として、成功していると感じるか。

A. 肌感覚としては、多くの人が寄り集まり、新しい人々が繋がり、新しいアイデアが生まれ始めている。今ある空き店舗をリソースとして活用することで、さらなる発展の芽が出てくる可能性があり、変革の可能性があると感じている。

(意見) 郊外型のショッピングセンターはテナント料が高いため、中心市街地への新規出店が難しい。中心市街地での個人店舗の新規出店がうまくマッチングすれば、名古屋市の商店街のように成功例となる可能性があるため、継続的に取り組むべきである。

(意見) 円形デッキも完成することから、どのように来客を掴んでいくかが重要である。商店街が盛り上がるようなコンテンツとして、例えば、大須商店街のコスプレ大会のように、人を呼び込むための新しい取り組みが求められる。

Q. 商店街の会議には、市も参加しているのか。

A. 参加している。

(意見) 若い人たちが積極的に参加できるような形にすることが重要である。期間をとって粘り強く取り組んでいくことが望ましいと考える。

(意見) 諏訪栄地区は、飲食店以外の物品販売や体験型店舗の出店を重視している。行政と共に粘り強く取り組んでいく必要がある。

2. 反映状況

新たに、商店街等団体またはエリアプラットフォームの場合、賃料、消耗品費も補助対象経費とすることに拡充しており、この事業による効果については、引き続き議論が必要である。コロナ後の社会情勢の変化も見据え、コロナ後3年間の事業の効果検証を実施し、その結果によって、事業を継続するかについて判断する必要があるため、⑤事業手法の見直しに分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和7年2月定例会議会 予算常任委員会)

(継続) No. 2

事業名	降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について	
事業概要		
	決算額	
次年度予算への提言		
＜提言＞ 降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について 1. 近年、線状降水帯の発生など降雨による災害が激化していることから、市が行うインフラ整備だけでなく、国や県が取り組みを進める流域治水に関する取り組みを推進することに併せ、市民が個人で行うことのできる対策も含めた降雨対策についてどのような取り組みができるか危機管理統括部において調査研究を進めること。 2. 関係する部局との連携をしっかりと行い、地域の協力も得つつ、議会としっかりと議論を行いながら事業の展開の可能性について検討を行うこと。 ※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施		
【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】 【危機管理課】 令和6年度の調査研究業務委託では、雨量や水位の新たな観測地点の抽出や監視方法について、鹿化川、米洗川、十四川の3河川を対象に調査を行った。 調査では、これらの河川の特性として、河川の流域が狭く、過去の雨量・水位の関係性を見ても、降雨の影響が短時間で水位に反映されやすい河川であることから、避難情報の発令、立ち退き避難や屋内安全確保などの住民の避難行動のリードタイムを確保することが難しい。また、避難情報の発令に向けては、気象庁の降水ナウキャストおよび降水短時間予報などの予測雨量を活用するほか、近年の局所的な豪雨の発生に対する現状把握が必要である。しかし、現時点では、予測の精度などの課題もあることから、観測箇所を見直し、実測データを把握していくことが重要であり、住民の避難行動のリードタイムをできるだけ確保するためには、鹿化川上流区域に水位計・監視カメラ、米洗川流域内に雨量計、十四川は既存水位計付近に監視カメラの新設が望ましいとの結果であった。 調査の結果をうけ、令和7年度については、まず、三重県が水位周知河川として、市町村に水位の周知を行う鹿化川において、水位上昇の早期察知や実況把握のため、観測機器や監視カメラを増設する。また、適切な避難情報発令の判断につなげるため、株式会社シー・ティー・ワイが情報提供する「CTY情報カメラ」の河川映像を災害対策本部において網羅的にリアルタイム閲覧・監視ができるよう、河川情報カメラ閲覧サイトを構築する。		

【令和7年度当初予算】 5,407千円（前年度当初予算：1,000千円）

内訳 鹿化川流域観測点設置業務委託 5,000千円

河川情報カメラ閲覧サイト作成業務委託 407千円

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

（予算常任委員会総務分科会長報告からの再掲）

Q. 河川の水位状況を確認できるページで、ライブカメラの映像も見られるということか。何を目的にしているのか。

A. 危機管理課が業務で使用する画面で、一度に複数の河川のライブカメラを見られるようにする。これに加え、鹿化川は水位が上昇しやすく、避難情報を出すリードタイムが短いという課題があり、そこを補完するために監視カメラなどを設置する。

Q. 市が管理する河川と県が管理する河川の水位を見るページが別々で不便なので、一元的に見られるページへの改善をすべきではないか。

A. 川の管理は所管ごとに分かれており、それを集約するシステムを組むには、費用をかけて外部に依頼する必要がある。予算を投じれば実現の可能性はあるが、現時点では考えていない。

Q. 鹿化川の水位が上がると天白川の水位も上昇する場合が多いので、片方だけではなく天白川にもカメラを設置する必要があるのではないか。

A. 鹿化川は県の水位周知河川に指定されており、今後、他の河川でも必要性が認められれば、効果的な場所に順次設置していきたい。

（意見）鹿化川への監視カメラなどの設置は前向きに取り組むべき課題であり、設置後は天白川などへの設置の必要性も認識し、予算面を含めて対応を検討してほしい。

2. 反映状況

調査及びその後の検討の結果、鹿化川に水位を把握する監視カメラなどを設置する予算が計上されているため、③拡大に分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和7年2月定例月議会 予算常任委員会)

(継続) No. 3

事業名	食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について	
事業概要		
	決算額	
次年度予算への提言		
＜提言＞ 食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について 食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業における家畜搬入車両の場内一方通行化は、場内の十分な衛生管理のもと、今後も引き続き安全で高品質な食肉を供給するために、解決に向けて取り組んでいくべき課題であり、特に、難航している三重県との用地取得についての交渉は早期に妥結させるべきである。 ※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（家畜搬入車両の場内一方通行化に向けた取組を強化）		
【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】 〔食肉センター〕 家畜搬入車両の場内一方通行化を早期に進めるため、県有地の代替地として近隣の市有地を活用するための調査・設計を行うとともに、食肉センター食肉市場の将来構想づくりの中で一方通行化の詳細な手法等について検討を行う。また、当該県有地の一部に位置する三重県北勢家畜保健衛生所の移転候補先として予定している三重県四日市庁舎北館への移転可否調査を並行して実施する。 【令和7年度当初予算】 食肉センター食肉市場施設整備事業費（推進計画） 20,000千円（前年度予算：25,900千円） 【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】 1. 主な議論 （意見）引き続き、家畜搬入車両の場内一方通行化に向けた取組を強化していく必要があると考える。 2. 反映状況 引き続き、県との交渉に係る調査のための予算は計上されていることから⑤その他（具体的な予算化に向けた取組を継続）と分類することとした。		

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など